

# 大川市議会第1回定例会会議録

平成21年3月27日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	古賀龍彦	10番	中村博満
2番	箴島かおる	11番	福永寛
3番	平木一朗	12番	石橋正毫
4番	吉川一寿	13番	神野恒彦
5番	石橋忠敏	14番	古賀勝久
6番	今村幸稔	15番	古賀光子
7番	中村武彦	16番	川野栄美子
8番	井口嘉生	17番	山田廣登
9番	岡秀昭	18番	佐藤操

## 欠席議員

なし

## 2.地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市	長	植木光治							
副市	長	西茂己							
教	育	長 石橋良知							
会	計	管	理	者	武	下	博	子	
(兼)会	計	課	長						
消	防	課	長	柿	添	新	一		
(兼)警	防	課	長						
人	事	秘	書	課	長	古	賀	良	成
総	務	課	長	酒	見	隆	司		

企 画 課 長	古 賀 文 博
税 務 課 長	古 賀 重 敏
農 業 水 産 課 長	木 下 修 二
( 併 ) 農 業 委 員 会 事 務 局 長	
上 下 水 道 課 長	川 野 徳 秀
学 校 教 育 課 長	鐘 ケ 江 謙
監 査 事 務 局 長	古 賀 憲 二
( 併 ) 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	

3 . 本 議 会 の 書 記 は 次 の と お り で あ る 。

議 会 事 務 局 長	岡 啓 介
議 会 事 務 局 書 記	永 尾 龍 之 介
議 会 事 務 局 書 記	石 橋 英 治
議 会 事 務 局 書 記	仁 田 原 敏 雄

4 . 付 議 事 件

1 . 委 員 長 報 告

1 . 質 疑 、 討 論 、 採 決

1 . 追 加 議 案 の 上 程

議案第28号 大川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第29号 郵政三事業の利便性の確保を求める意見書の提出について

1 . 質 疑 、 討 論 、 採 決

( 議 案 第 28 号 ~ 第 29 号 )

1 . 閉 会 中 の 所 管 事 項 継 続 調 査 の 件

1 . 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

1 . 閉 会 の 宣 告

午 前 9 時 30 分 開 議

議長（井口嘉生君）

皆さんおはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

それでは、総務委員会に付託しておりました議案第1号 大川市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について外6件を一括議題といたします。

これから総務委員会における審査の経過並びに結果について総務委員長の報告を求めます。  
総務委員長、中村武彦君。

総務委員長（中村武彦君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は総務委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第1号 大川市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について外5件及び請願1件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第1号 大川市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、市長等及び議員の資産等報告書において、退職所得及び譲渡所得を収入項目に加えることで、当条例の目的実現性及び資産等報告書の公正性をより高めようとするものであり、平成21年4月1日施行の予定であります。

委員会では、改正の理由についてただしたところ、退職所得及び譲渡所得について、従前はその他の所得で記載されていたが、所得の種類をよりわかりやすくするためである旨の答弁がなされ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第2号 大川市ふるさと基金条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、平成20年9月5日から受け付けをしているふるさと納税により寄せられた寄附金を適正に管理運用するため、大川市ふるさと基金として設置しようとするものであります。

委員会では、ふるさと納税制度が始まる前にそれまで寄附されていた寄附金の用途についてただしたところ、寄附の趣旨に合った基金条例がある場合は定められた用途で活用し、基金条例がない場合は一般会計に繰り入れしている旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第3号 大川市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について御報告申

上げます。

説明によりますと、本案は、平成21年度組織機構の改編に伴い、一括して条例の見直しを行おうとするものであり、平成21年4月1日施行の予定であります。

委員会では、組織機構の改編の理由についてただしたところ、多様化した住民ニーズに対応し、適切な施策を展開するとともに、トップマネジメントを支援するための経営政策係を設置する。また、各課で行っているまちづくりに関する事務を集約し、まちづくり推進課を新設する旨の答弁がなされました。

さらに、コミュニティセンターの所管が教育委員会生涯学習課からまちづくり推進課に変更する理由についてただしたところ、コミセンは地域のまちづくりの核になっており、その管理運営は新設するまちづくり推進課が適当であると判断した。市とコミセンとの関係は、所管課が変わっても契約の内容に変更はなく、従前どおりである旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第8号 平成20年度大川市一般会計補正予算について御報告申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ313,363千円を追加し、一般会計の予算総額を13,537,373千円とするものであります。

各款における補正の内容について御報告申し上げます。

まず、2款・総務費には、職員の退職勧奨に伴う退職手当269,916千円、ふるさと基金積立金2,500千円及び平成19年度母子家庭等医療費支給事業県費補助金等返還金1,447千円が計上され、また税等過年度返還金等30,000千円が減額されております。

3款・民生費には、障害者自立支援法に基づく障害者自立支援給付費10,600千円、障害者自立支援医療給付費6,800千円及び障害者等日中一時支援給付費4,300千円が計上されております。

4款・衛生費には、健康診査・がん検診業務委託料5,200千円及び焼却灰処理等業務委託料18,000千円がそれぞれ減額されております。

7款・商工費には、国の経済対策に伴い、大川イメージアップ事業の平成21年度計画分の前倒しに要する経費として、テレビCM放映料7,000千円、広告看板作製料600千円、広告看板設置のための使用料2,400千円及び中小企業緊急金融支援利子補給金10,000千円が計上されております。

8款・土木費には、国の経済対策に伴い、上野橋改修事業費30,000千円が計上され、また、県事業関連の市道整備に伴う公有財産購入費9,000千円が減額されております。

10款・教育費には、国の経済対策に伴い、小・中学校校舎等耐震診断事業の平成21年度計画分を前倒しするもので、田口小学校、大川東中学校、大川南中学校の3カ所に要する経費30,000千円が計上されております。

なお、これが財源といたしましては、歳出に見合う市税、地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰越金及び市債等をもって充当するものであります。

次に、繰越明許費の補正につきましては、本年度内に事業の完了が見込めないため行うものであり、7款・商工費の大川イメージアップ事業10,000千円のほか4件、計72,000千円が追加計上されております。

地方債の補正につきましては、防災施設整備事業を2,100千円追加し、クリーク防災機能保全対策事業費負担金が1,900千円、漁港施設整備事業が1,400千円、それぞれ限度額が増額変更されております。

以下、委員会で交わされました主な質疑、意見等について申し上げます。

まず、2款1項6目・財産管理費のふるさと基金積立金についてただしたところ、3月2日現在で51件、2,253千円の寄附がっており、その約半数は関東地方の方から寄附されている。今年度は基金に積み立て、使途については次年度以降、検討したい旨の答弁がなされ、委員からは寄附者の意向が使途に反映されるよう要望がなされました。

次に、2款1項1目・一般管理費の退職手当について、補正予算で計上されているが、退職手当は当然に支払う必要があり、計画的に基金に積み立てるべきではないかただしたところ、定年退職分は当初予算に計上し、勧奨による退職分を補正で対応している。計画的に基金積み立てができれば一番いいが、現状は予算枠組みの中で計上していかざるを得ない旨の答弁がなされました。

次に、歳入に関し、13款2項2目・民生費国庫補助金の地域生活支援事業費補助金についてただしたところ、この補助金は障害者支援に対するもので、昨年9月より木の香園が主に筑後養護学校の障害児を放課後に老人福祉センターにおいて預かる障害者等日中一時支援事業を開始したため、その給付の増加分に係るものである旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第19号 福岡県自治振興組合の共同処理する事務の変更及び福岡県自治振興組合規約の変更について御報告申し上げます。

本案は、福岡県の市町村で組織しています福岡県自治振興組合において、福岡市、北九州市を除き、県との共同で公文書館法に規定する公文書館を筑紫野市にある県の所有地に設置し、管理運営に関する事務等を新たに共同処理すること及びこれに伴い同組合の規約を変更しようとするものであり、建設費と管理運営費の市町村負担分は福岡県市町村振興協会からの助成で賄うことになっているため、費用負担は生じないとのことであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第20号 久留米広域市町村圏事務組合規約の変更について御報告申し上げます。

本案は、消防事務を久留米広域市町村圏事務組合で所掌することになったため、福岡県南広域消防組合消防本部がある場所に久留米広域市町村圏事務組合の事務所の位置を変更することに伴い、同組合の規約を変更しようとするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願第1号 郵政三事業の利便性の確保を求める請願について御報告申し上げます。

本請願によりますと、一昨年10月からの郵政民営化により、いわゆる郵政三事業は日本郵政株式会社のもとに4つの会社に分社化されたところであり、多くの地域の郵便局では配達センターと無集配局への再編や人員の削減が行われたため、一部地域に郵便物のおくれが出ており、さらに簡易郵便局の一時閉鎖や貯金・保険業務の廃止が相次いでいます。また、民営化後は病院や市町村機関、大学内等に設置された利用回数の少ないATMの撤去、不採算部門の縮小、廃止が行われ、一部利便性の低下が指摘されています。

郵便事業は全国一律のサービスを維持することが法律に明記されていますが、金融・保険事業については、代理店契約の継続の保証がないことや基金による赤字の補てんにも限度があることから、収益性の低い過疎地、山間地の郵便局のサービスがこのまま存続するのか危ぶむ声が聞かれています。

以上のことから、本請願は、国民の利便に支障が生じないように、地域の実情を踏まえ、必要な措置を講ずることを要望する意見書を関係行政庁に提出賜りたいというものであります。

委員会では、本請願の願意は妥当なものであるとし、採決の結果、本請願は採択すべきも

のと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

議長（井口嘉生君）

総務委員長の報告は終わりました。

これから総務委員長の報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第1号 大川市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号 大川市ふるさと基金条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号 大川市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 平成20年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 福岡県自治振興組合の共同処理する事務の変更及び福岡県自治振興組合規約の変更についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 久留米広域市町村圏事務組合規約の変更についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号 郵政三事業の利便性の確保を求める請願についてを採決いたします。

本請願を総務委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本請願は総務委員長報告のとおり採択されました。

次に、文教厚生委員会に付託しておりました議案第4号 大川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について外3件を一括議題といたします。

これから文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について文教厚生委員長の報告を求めます。文教厚生委員長、古賀光子君。

文教厚生委員長（古賀光子君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は文教厚生委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第4号 大川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について外3件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第4号 大川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。



説明によりますと、本案は、本市の介護保険事業計画を見直すことに伴い、平成21年度から3年間の介護保険料の改定として、現行の6段階から7段階への多段階化による保険料設定の弾力化及び介護従事者処遇改善臨時特例基金や介護給付費準備基金を利用し、現行月額4千円の基準額について、21年度は4,091円、22年度は4,150円、23年度は4,208円というように急激な保険料上昇を抑制する措置を設けるなど、所要の改正をしようとするものであります。

委員会では、これまで6段階だった保険料率決定の所得区分に新たに設定された「本人が市町村民税課税で合計所得金額が4,000千円以上」の第7段階の対象者はどれくらいいるのかただしたところ、21年度には介護保険の被保険者を1万605人程度と想定しており、そのうち該当者は288人、率にして2.7%程度である旨の答弁を受けました。

また、保険料未納者はどれくらいいるのかただしたところ、19年度決算で現年度分で285人、過年度繰越分で重複分も含めて254人で、そのうち87人分は2年間の消滅時効等により不納欠損処理をした。

なお、不納欠損処理をした市民には、実際に介護サービスを受けるときに通常1割の自己負担が3割負担になるなどのペナルティーが科せられるので、できるだけ保険料を納めていただくように話をしている旨の答弁がなされました。

委員会では、そのほか詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第5号 大川市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について御報告申し上げます。

本案は、介護従事者の処遇改善を図るという平成21年度の介護報酬の改定の趣旨等にかんがみ、この改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するための基金を設置しようとするものであります。

委員会では、条例案の第3条第2項に「基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。」とあるが、これまでにほかの基金ではどのような証券を利用したことがあるのかただしたところ、実際には有価証券にかえることはやっていないのではないかと。それよりも、第5条の歳計現金への繰り替えでの運用が主だと思ふ旨の答弁がなされ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第9号 平成20年度大川市介護保険事業特別会計補正予算について報告申し上げ

げます。

今回の補正は、大川市介護従事者処遇改善臨時特例基金を設置することに伴い、同基金への積立金23,384千円を補正し、もって介護保険料の上昇を抑制し、かつ介護従事者の処遇改善のための原資とするもので、この財源としては国の介護従事者処遇改善臨時特例交付金を充当し、介護保険事業勘定の予算総額を2,779,987千円とするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第18号 指定管理者の指定について御報告申し上げます。

本案は、大川市老人福祉センターの指定管理者を社会福祉法人大川市社会福祉協議会に指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により市議会の議決を求めるものであります。

委員会では、これまで3年間であった指定管理期間が今回5年とされた理由についてただしたところ、地方自治法上には期間に関する規定は特にはないが、本市ではそれぞれの施設の状態によって、おおむね3年から5年の期間で指定しており、老人福祉センターにおいては、前回、まず3年の指定管理期間を設けて指定し、委託時との比較等も行い、一定程度の指定管理の効果が見られたので、今回5年間とした旨の答弁がなされました。

さらに、委員からは、今日のように経済が急激に変動する時代には5年は長過ぎるのではないか。例えば、燃料の高騰によって受け手側にも大きな負担がかかるのではないかと。市側にも受け手側にも負担にならないような方法や配慮を検討すべきではないかと。指定管理にしたことによるメリットが市民にわかるように明確に示した上で新たな指定管理をしていただきたい。市民サービスの最前線の施設でもあるので、市民満足度の向上に関するものも協定に入れていただきたいなど、多彩な意見が開陳されました。

これに対し、経営努力によって生じる利益は受け手側のものであるが、前提としてサービスの低下を招かないように協定に入れることができる分は検討していきたい。市民満足度の向上については、指定管理者ではアンケート調査も実施されており、調査結果も考慮するように指定管理者と十分協議し、市民満足度が上がるように努めたい旨の答弁がなされました。

さらに、委員からは、老人福祉センターは、現在、施設の本来の目的に支障を来たさない範囲で障害者の日中一時支援事業にも利用されており、「老人」という名称にかえて、例えば「いきいき健康センター」等、市民サービスの拠点として位置づける中で、みんなが使い

るような施設の名称変更も検討願いたい旨の要望もなされました。

委員会では、そのほか詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

議長（井口嘉生君）

文教厚生委員長の報告は終わりました。

これから文教厚生委員長の報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第4号 大川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 大川市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 平成20年度大川市介護保険事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、産業建設委員会に付託しておりました議案第6号 大川市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について外4件を一括議題といたします。

これから産業建設委員会における審査の経過並びに結果について産業建設委員長の報告を求めます。産業建設委員長、佐藤操君。

産業建設委員長（佐藤 操君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は産業建設委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第6号 大川市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について外4件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第6号 大川市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、本市市営住宅の入居者及び周辺住民の生活の安全と平穏を確保するため、公営住宅における暴力団排除の国土交通省基本指針に基づき、所要の改正を行うおとするものであります。

なお、この条例の施行日については、警察と情報提供依頼に係る協定書を取り交わす必要があること、また、平成21年度の市営住宅入居者募集が5月1日から始まることにより、平成21年5月1日施行としているとのことであります。

委員会では、暴力団であると判断する根拠について、どのような方法で調べて判断するかただしたところ、大川警察署との協定書を取り交わし、入居の申し込みや同居者の承認申請が出た場合には氏名と生年月日等により福岡県警に照会を行い、入居者等が暴力団員として登録されているかどうか判定をしていただく。市としては、その判定によって対応をしていきたい旨の答弁がなされ、採決の結果、本案は原案のとおり採決（152ページで訂正）すべきものと決した次第であります。

次に、議案第10号 平成20年度大川市下水道事業特別会計補正予算について御報告申し上げ

げます。

説明によりますと、今回の補正は、歳入歳出予算、繰越明許費及び地方債の補正を行うものであり、まず、歳入歳出予算の補正については、先端部分の小さい管の整備を行う事業が地域住宅交付金事業という国庫補助事業の採択を受けたことに伴う工事請負費など36,100千円と受益者負担金の一部を積み立てて後年度に分割して会計に入れ、平準化を図り、下水道経営の安定化を図るための下水道施設整備基金の積立金4,000千円を補正するもので、歳入については、下水道費負担金、国庫補助金及び市債をもって充当し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ599,871千円としようとするものであります。

次に、繰越明許費の補正については、先ほどの地域住宅交付金事業の36,100千円と本年度内に事業の完了が見込めない公共下水道事業分36,000千円の合計72,100千円の繰越明許費の補正を行うものであり、また、地方債の補正については、対象事業費の変更に伴い、現在の設定限度額111,500千円に18,000千円を加え、限度額を129,500千円に引き上げる設定の変更を行うものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり採決（152ページで訂正）すべきものと決した次第であります。

次に、議案第21号 花宗太田土木組合の共同処理する事務の変更及び花宗太田土木組合規約の変更について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、国営筑後川下流土地改良事業及び県営土地改良事業が完了し、柳川市昭南町の区域まで用排水路が延長されたことにより、平成21年4月1日から花宗太田土木組合の共同処理する事務の区域に柳川市昭南町の区域、面積91.18ヘクタールを編入し、これに伴い、花宗太田土木組合規約の一部を変更することについて議会の議決を求めるものであり、委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり採決（152ページで訂正）すべきものと決した次第であります。

次に、議案第22号 市道路線の廃止について及び議案第23号 市道路線の認定について御報告申し上げます。

議案書に記載されておるとおり、今回の市道路線の廃止は30路線、認定は37路線であります。委員会といたしましては、路線の実情を把握しておく必要があるため、現地調査を行い、審査を進めたところであります。

説明によりますと、今回の市道路線の廃止・認定については、酒見地区、向島地区の3本

の新規路線認定のほか、幹線路線の見直しに伴う廃止・認定とのことであります。

幹線路線の見直しについては、これまでの幹線の区分が土地改良事業や沿道の土地利用、公共公益的施設の配置などの変化に対応していない現状にあるため、平成19年度に福岡県の指導のもと、現在の主要度、交通量などに応じて見直しを行ったものであります。例えば、国道から市へ移管された路線であります国道385号線や県道大川大木線などは現在のその他の路線としての認定を廃止し、幹線1級に認定し直すものであり、逆に、幹線1級で認定しています汐入周毛田線は幅員1.9メートルほどで車両通行不能の区間があるなど幹線道路としての基準を満たしていないので、その他の路線として認定し直すものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、両議案とも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。（発言する者あり）

どうも失礼いたしました。きのう、ちょっと行き過ぎたことをして、目がきょうは全く見えない状況でございまして、勘で読んで申しわけございませんでしたが、2カ所変更いたします。

「可決」を「採決」と読んだことを訂正いたします。それともう1カ所も「可決」をやはり「採決」と読みましたので、訂正させていただきます。済みませんでした。

議長（井口嘉生君）

産業建設委員長の報告は終わりました。

これから産業建設委員長の報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第6号 大川市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 平成20年度大川市下水道事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 花宗太田土木組合の共同処理する事務の変更及び花宗太田土木組合規約の変更についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 市道路線の廃止についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 市道路線の認定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、予算特別委員会に付託しておりました議案第11号 平成21年度大川市一般会計予算外6件を一括議題といたします。

これから予算特別委員会における審査の経過並びに結果について予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長、古賀勝久君。

予算特別委員長（古賀勝久君）（登壇）

おはようございます。私は予算特別委員長といたしまして、本委員会に付託されました議

案第11号 平成21年度大川市一般会計予算外6件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を報告申し上げます。

なお、本委員会は今回も議長を除く全議員で構成され、井口議長も議長の立場で参加されており、審査の詳しい内容については皆さん御存じのとおりでありますので、これを省略し、審査結果を中心に御報告させていただきます。

まず、議案第11号 平成21年度大川市一般会計予算について御報告申し上げます。

説明によりますと、本市においては、第4次長期総合計画の指針に基づき、長期的展望に立脚した諸施策を展開しているところであるが、歳入の根幹である市税収入の大幅な減収を初め、一般財源の収入見込みは極めて厳しい状況にあり、新年度の予算編成に当たっては、財政の健全性の確保に留意しつつ、一般行政経費の全般にわたって節減を行い、限られた財源を効率的かつ重点的に配分し、創意と工夫をもって住民福祉の向上に努められたとのことであります。その結果、一般会計の予算規模は12,560,000千円で、前年度当初予算との対比では2%の増となっております。

審査の過程では、各款にわたり、多くの質疑、意見が交わされたところであります。

特に総括質疑において、職員にもお願いして期末手当を削減することにより、これを財源として、市民に密着した地域の生活道路やクリーク整備に十分な配慮をしていただきたい旨、また、大川市の家具産業を立ち直らせるための予算編成をしていただきたい旨の要望がなされたのに対し、市長からは、職員の給与を減らすことは一つ間違えると士気を落とすことにもなるため、財源確保の方法としては、共済費の削減効果もある職員数の削減による人件費抑制を行いながら少数精鋭で市民サービスの水準を落とさないようにやっていきたい旨、また、生活道路については、ここ数年、手厚い予算をつけており、着実に確実に緊急性のあるものから進めたい旨、産業再生は行政、業界、議会が一体となって取り組む課題であり、大川市全体のイメージアップのための事業を過去3年間やってきており、新年度には具体的な形として取り組むので、新しい試みとして見守っていただきたい。緊急雇用や緊急経済対策については従来なかった予算であり、4月1日からでも財政出動できるよう準備を進めている旨の答弁がなされました。

さらに、従来型の企業誘致では実現が難しいため、新規事業推進室に衣がえをしてもいいのではないか、新年度には可能な方向転換を検討していただきたい旨の要望がなされたのに対し、市長からは、大川市の特色を生かせる独自性のある企業誘致を図りたい旨の答弁がな



されました。

委員会では、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第12号 平成21年度大川市国民健康保険事業特別会計予算について御報告申し上げます。

本会計は、国民健康保険法に基づく医療事業等について予算編成を行うもので、歳出の主なものとしては、総務費65,789千円、保険給付費3,162,889千円、後期高齢者支援金等546,558千円、介護納付金208,324千円、共同事業拠出金681,869千円などで、予算規模は4,713,000千円となっております。

委員会では、歳出に関して、レセプト点検業務委託の内容及び効果、高額療養費の支給状況などについて、また、歳入に関して、一般会計繰入金の内容や年度ごとの推移、国民健康保険税滞納分の不納欠損の処理状況などについて詳細な説明を求め、審査を行いました。

さらに、総括質疑の中で、国では「選択と集中」という言葉がよく使われるが、大川市でも何かを選択し、集中的に取り組むことで大川らしさを出していく必要があり、本市においては特定健康診査事業に集中的に取り組み、健康な市民をふやすことが医療費の削減にもつながると思われる。そこで、20年度における健診受診率や健康づくりによる医療費削減についてただしたところ、受診率は15.3%と低調であり、受診率がなぜ上がらないのか、ぐあいが悪くならないと病院に行かないのか、料金や受診期間などの問題点をきちんと分析し、受診者をふやし、市民の健康づくりを推進することが結果として医療費の削減にもつながると考える旨の答弁を受け、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第13号 平成21年度大川市老人保健事業特別会計予算について御報告申し上げます。

本会計は、平成20年度に後期高齢者医療制度が創設されたことに伴い、これまでの老人保健法に基づく医療事業の月おくれ請求分や過誤調整分について予算編成を行うもので、歳出の主なものは、医療給付費3,960千円、医療支給費2,490千円などで、予算規模は7,600千円となっております。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第14号 平成21年度大川市後期高齢者医療事業特別会計予算について御報告申

上げます。

本会計は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療事業等のうち、保険料徴収など本市が行うべき事業等について予算編成を行うもので、歳出の主なものは、総務費19,223千円、後期高齢者医療広域連合納付金443,467千円などで、予算規模は465,000千円となっております。

委員会では、歳入に関して、保険料の納入方法がいわゆる年金天引きを大前提としているが、被保険者の希望で選択できる範囲が広がったことに伴い、特別徴収と普通徴収の見込み額が前年度と変わったことなどについて詳細な説明を求め、審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第15号 平成21年度大川市介護保険事業特別会計予算について御報告申し上げます。

本会計は、介護保険法に基づき、介護保険事業勘定及び介護サービス事業勘定について予算編成を行うもので、予算規模は介護保険事業勘定2,955,000千円と介護サービス事業勘定25,000千円を合わせて2,980,000千円となっております。

介護保険事業勘定における歳出の主なものは、総務費121,035千円、保険給付費2,743,150千円など、また、介護サービス事業勘定における歳出の主なものは、総務管理費17,932千円、居宅サービス事業費6,868千円などであります。

委員会では、居宅介護住宅改造費の内容、紙おむつ支給事業の助成状況、地域密着型介護サービスに関連して、グループホーム等の支援のための見守り隊の推進などについて詳細な説明を求め、審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第16号 平成21年度大川市下水道事業特別会計予算について御報告申し上げます。

公共下水道は市民生活における根幹的な施設として不可欠な社会資本であり、生活環境の改善、公共用水域の水質保全及びトイレの水洗化等を目的として事業の推進を図っていることであり、平成21年度はこれまでに供用開始を行った地域の水洗化促進や管渠整備による供用開始区域の拡大を図るために必要な事業経費について予算編成を行い、予算規模は522,000千円となっております。

委員会では、下水道工事費の内容や今後の見込み、水洗化工事助成金の内容などについて

詳細な説明を求め、審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第17号 平成21年度大川市上水道事業会計予算について御報告申し上げます。

本会計予算の第3条 収益的収支は、収入である水道事業収益803,882千円に対し、支出である水道事業費が791,360千円であります。

また、第4条 資本的収支は、資本的支出283,505千円に対し、資本的収入を11,549千円とし、その不足額271,956千円は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金206,916千円、繰越利益剰余金処分量58,972千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,068千円で補てんするとのことであります。

委員会では、配水管布設負担金に関連して、鬼古賀地区への給水開始時期などについて詳細な説明を求め、審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

最後に、予算審査を通じて、従来から実施している事業等の審査については委員の理解も深く、詳細な部分まで審議できているが、新規事業についても、事前に事業概要や目的、財源内訳などを説明した資料の配付があれば、それを共通認識とした上で実質的な審議が可能となるので、説明資料の事前配付をしていただきたい旨の要望が、また限られた財源の中での予算編成であり、継続事業の思い切った見直しを行わない限り、新規事業への配分やダイナミックな予算編成はできないと考えるので、思い切った事業の見直しをしていただきたい旨の要望がなされたことをつけ加えて、私の報告を終わります。

議長（井口嘉生君）

予算特別委員長の報告は終わりました。

これから予算特別委員長の報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第11号 平成21年度大川市一般会計予算を採決いたします。

本案を予算特別委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は予算特別委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 平成21年度大川市国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案を予算特別委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は予算特別委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 平成21年度大川市老人保健事業特別会計予算を採決いたします。

本案を予算特別委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は予算特別委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 平成21年度大川市後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。

本案を予算特別委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は予算特別委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 平成21年度大川市介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案を予算特別委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は予算特別委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 平成21年度大川市下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案を予算特別委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は予算特別委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 平成21年度大川市上水道事業会計予算を採決いたします。

本案を予算特別委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は予算特別委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中、直ちに議会運営委員会が開催されますので、議会運営委員の皆さんは議会応接室へお集まりいただきますようお願いいたします。

なお、再開時刻は後ほどお知らせいたします。

午前10時47分 休憩

午前11時 再開

議長（井口嘉生君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

この際、お諮りいたします。お手元に配付のとおり、本市議会議員中村武彦君外3名より議案第28号 大川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、また、本市議会議員中村武彦君外4名より議案第29号 郵政三事業の利便性の確保を求める意見書の提出についての2件の議案が提出され、これを受理いたしましたので、この際、御報告申し上げるとともに、これを本日の日程に追加し、直ちに上程したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、議案第28号外1件を一括議題といたします。

議案を局長に朗読いたさせます。

議会事務局長（岡 啓介君）

朗読いたします。追加議案書の1ページをお開き願います。

議案第28号

大川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について  
標記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成21年 3 月27日

提出者 大川市議会議員  
中 村 武 彦  
古 賀 光 子  
佐 藤 操  
中 村 博 満

#### 大川市議会委員会条例の一部を改正する条例

大川市議会委員会条例（昭和42年大川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「人事秘書課」を「経営政策課」に、「企画課」を「企画調整課」に  
改め、同条第 3 号中「都市建設課」を「都市建設課、まちづくり推進課」に改める。

付 則

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

続きまして、

議案第29号

#### 郵政三事業の利便性の確保を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を別紙のとおり提出する。

平成21年 3 月27日

提出者 大川市議会議員  
中 村 武 彦  
古 賀 勝 久  
神 野 恒 彦  
箴 島 かおる  
古 賀 龍 彦

#### 郵政三事業の利便性の確保を求める意見書

一昨年10月から郵政民営化が実施され、いわゆる郵政三事業は郵便・郵便貯金・簡易保険

及び窓口ネットワークの四つの機能に分離して、持ち株会社である日本郵政株式会社の下に、四つの会社に分社化されたところであります。

民営化に先立ち、多くの地域の郵便局は配達センターと無集配局への再編や人員の削減が行われたため、一部地域に郵便物の遅れが出ており、更に、簡易郵便局の一時閉鎖や貯金・保険業務の廃止が相次いでいます。

また、民営化後は、他の物流会社との業務提携や住宅ローン・クレジットカード事業への新規参入など業務を拡大する一方、病院や市町村機関、大学内等に設置された利用回数の少ないATMの撤去、不採算部門の縮小・廃止が行われ、一部利便性の低下が指摘されています。

郵便事業は、全国一律のサービスを維持することが郵政民営化に関する法律に明記されていますが、金融・保険事業については、長期代理店契約や基金による一定の担保はあるものの、代理店契約の継続の保証がないことや基金による赤字の補填にも限度があることから、収益性の低い過疎地・山間地の郵便局のサービスがこのまま存続するのか危ぶむ声が聞かれています。

よって、国においては、郵便・貯金・保険のサービスが郵便局において確実に提供され、国民の利便に支障が生じないよう万全を期すとともに、地域の実情を踏まえ、必要な措置を講ずることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年3月 日

大 川 市 議 会

衆議院議長 河野洋平 殿

参議院議長 江田五月 殿

内閣総理大臣 麻生太郎 殿

総務大臣 鳩山邦夫 殿

以上でございます。

議長（井口嘉生君）

次に、お諮りいたします。ただいま議題としております議案第28号 大川市議会委員会

条例の一部を改正する条例の制定については、先ほど可決しました議案第3号 大川市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定についてに伴う改正であり、また、議案第29号 郵政三事業の利便性の確保を求める意見書の提出についても、先ほど採択しました請願第1号 郵政三事業の利便性の確保を求める請願に伴うものであり、この内容は明らかでありますので、提案理由の説明及び委員会付託を省略し、直ちに本会議で審議いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、これからただいま議題となっております議案第28号外1件について質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第28号 大川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 郵政三事業の利便性の確保を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、閉会中の所管事項継続調査の件を議題といたします。

この件につきましては、議会運営委員長から議会の運営に関する事項及び議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について、次の定例会まで閉会中の継続調査の申し出がっております。よって、議会運営委員長の申し出のとおり付託することに御異議ござい



せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

2番 箆島かおる君、3番 平木一朗君、以上2名を指名いたします。

以上で本定例会の議事はすべて終了いたしました。

なお、ここで市長から発言の申し出がっておりますので、この際お願いいたします。市長。

市長（植木光治君）

ただいま議長からお許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会に提案をいたしました議案は31件でしたが、議員各位には慎重に御審議いただき、御議決を賜りましたことに対して厚く御礼を申し上げます。

また、審議の過程で議員の皆様方からいただきました貴重な御意見や御提言等につきましては真摯に受けとめ、今後の市政運営の中で反映させてまいりたいと思います。

今議会では、国の経済対策に伴う緊急支援関連の補正予算を初日に御議決いただき、厳しい逆風にさらされている基幹産業を初めとした市民の皆様へ一日でも早く支援できるよう取り組んでいるところであります。

また、平成21年度の予算におきましては、依然として厳しい財政事情ではありますが、限られた財源を効率的に運営し、創意と工夫をもって住民福祉の向上に努めてまいります。

今後も大川住んでよし、訪れてよし、そして孫子に誇れる大川の再生実現のため最善を尽くすとともに、全力で市民の皆様への負託にこたえてまいる所存であります。議員の皆様のお一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（井口嘉生君）

これにて平成21年第1回大川市議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前11時10分 閉会

以上、会議の次第は、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

大川市議会議長

大川市議会議員

大川市議会議員